

手続き
など

「年金」のことは、ご相談下さい

街角の年金相談センター福島

日本年金機構が『全国社会保険労務士会連合会』に運営を委託しています。

「街角の年金相談センター福島」では年金事務所と同じように年金相談や各種年金給付の請求手続きなどができます。

年金手続き

- 老齢年金の手続き
- 遺族年金の手続き
- 障害年金の手続き
- 離婚分割
- 年金証書・振込通知書等の再交付 など

相談・手続き
すべて無料です。

障害年金専用の窓口を開設しています。委任状があれば本人に代わってご家族の方からの相談もできます。

相談

- 年金見込額についての相談
- 繰上げ・繰下げについての相談
- 在職老齢年金についての相談
- 年金記録の照会・ねんきん定期便など

相談・手続きの際に、窓口にお持ちいただきたいもの

- ◎ **【年金手帳】** や **【年金証書】** または日本年金機構が送付した基礎年金番号がわかる書類
- ※年金加入記録や年金見込額等の交付をご希望される場合や請求書の提出等の手続きをする場合には**本人確認できる書類**が必要です。
- ◎ご本人が来訪できない場合は、**委任状と代理で来られる方の本人確認できる書類**が必要です。
《年金相談は、個人情報保護のため夫婦間でも委任状が必要です。》

本人確認ができる主な書類

1つの提示で足りるもの

- 個人番号カード ○運転免許証 ○パスポート ○身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等

2つ以上の提示が必要となるもの(異なる○印の組み合わせが必要です。)

- 被保険者証(国民健康保険、健康保険、後期高齢者医療、介護保険、共済組合)
- 公的年金の年金証書 ○年金手帳 ○改定通知書等(日本年金機構が交付した通知書)
- 金融機関又はゆうちょ銀行の預(貯)金通帳、キャッシュカード、クレジットカード

場所・受付時間については裏面をご覧ください。

「街角の年金相談センター福島」のご案内

手続きができます

- ◎年金の請求手続きをしたい
- ◎振込口座の変更をしたい
- ◎親が亡くなった時の手続きをしたい

ご相談下さい

- ◎私は何歳からもらえるの？
- ◎私はいくらもらえるの？
- ◎働きながらもらえるの？

●受付時間

平日	土・日・祝日、振替休日、 年末年始(12/29~1/3)を除く	午前8:30~午後5:15
毎週月曜日(休日の場合は翌日)は時間延長		午後5:15~午後7:00

●場 所 〒960-8131 福島県福島市北五老内町7-5 i.s.M37ビル2階



●電 話 024-531-3838 (予約・電話での年金相談は、専用番号へお願いします)

※予約の申し込みは

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890

050で始まる電話でおかけになる場合は
03-6631-7521

※電話での年金相談は

「ねんきんダイヤル」

☎0570-05-1165

050で始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165

ご予約・お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。